

御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業

公募型プロポーザル募集要項

御所市

令和8年7月

1. 募集要項の位置付け

本募集要項(以下、「本要項」という。)は、御所市立小・中学校屋内運動場への空調設備等の設置工事(以下、「本事業」という。)をデザインビルド(設計施工一括)方式で実施するにあたり、公募型プロポーザル(以下、「プロポーザル」という。)により優先交渉権者を決定するために必要な事項を定めるものである。

2. 用語の定義

本要項において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)「事業者」とは、空調設備等の整備に関連する設計業務、工事監理業務、附帯する設備工事も含めた空調設備等の整備を行う事業者(個人、法人、団体及びこれらの共同体)をいう。
- (2)「募集要項」とは、空調設備等を整備する事業者を選定するため、事業日程、募集方法、費用負担、手続き、整備条件、提案書等に関する事項を定めたものをいう。
- (3)「提案書」とは、御所市(以下、「市」という。)の募集に応じて、事業者が提出する空調設備等に関する提案等を記載した書類をいう。
- (4)「提出書類説明書」とは、提案書の作成に当たり、書類の作成方法及び様式を定めたものをいう。
- (5)「選定委員会」とは、本事業の提案審査を行うため市が設置する「御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業者選定委員会」をいう。
- (6)「契約」とは、市と受注者による、空調設備等を整備するための契約をいう。

3. 事業概要

(1) 事業名称

御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業

(2) 事業の目的

市は、災害時の避難所としての機能強化を図り、児童・生徒の安全・安心な教育環境を整備するため、御所市内小・中学校の屋内運動場へ空調設備等を設置する。限られた期間で全ての対象施設への整備を完了させるため、民間事業者の技術やノウハウを最大限活用する。きめ細やかな工事工程、確実な実行性の担保のため、価格のみならず、施工体制、調整・連携能力、技術力、実績、適切な工事監理体制、

災害時における避難所機能の確保及び非常用電源等による継続運転計画を含む提案内容を総合的に評価し、最も優れた事業者を選定することを目的とする。

(3) 事業の内容

本事業は、御所市立小・中学校8校の屋内運動場【別表1】対象一覧の空調設備等の整備に係る提案を公募し、優秀と認められる提案を行った事業者を最優秀提案者として選定し、市は当該最優秀提案者を優先交渉権者（以下、「優先交渉権者」という。）として決定する。

市は、優先交渉権者と契約を締結し、契約締結後は提案書の内容を基に、空調設備等の設計、施工、工事監理からなる「設計施工一括」方式により本事業を実施するものとする。

本事業において、契約締結後の優先交渉権者が行う業務は次のとおりとする。具体的な業務の内容及び詳細については、別添「御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業要求水準書（以下「要求水準書」という。）」を参照すること。

各役割は、一事業者でなく、複数者での構成も可とする。

なお、本要項及び別添「提出書類説明書」に記載がない事項は、本要項等に対する事業者からの質問への回答による対応とする。

①現地調査、設計業務

ア 屋内運動場の空調設備等の設置に係る設計業務（設置に必要な施工図、設計数量に関する資料作成、設計内訳書の作成）

イ その他附属する業務

②屋内運動場の空調設備等の設置工事

ア 空調設備等の施工業務

イ 安全対策

ウ その他附属する業務

③工事監理業務

ア 屋内運動場の空調設備等設置工事監理業務（監理書類作成・品質管理等）

イ その他附属する業務

④その他の業務遂行上必要な業務

ア 学校ごとの調査業務

イ 関係法令に基づく各種届出

ウ その他、本業務において必要となる業務

(4) 契約形態

プロポーザル審査の結果に基づき優先交渉権者を決定し、仮契約を締結する。なお、仮契約は御所市議会の議決をもって本契約として成立するものとする（以下、本契約締結後の相手方を「受注者」という。）。

(5) 事業履行期間（予定。提案書に添付のスケジュール等を参考に協議の上、決定） 契約締結日から令和9年3月31日（水）まで

※ 請負期間には、工事書類の提出までを含むものとする。

令和8年10月に仮契約を行い、令和8年12月議会の議決を経て本契約として成立するものとする。

ただし、御所市議会において、この事業における予算繰越しの議決を経た場合に限り、令和10年3月31日（金）まで、その期間を延長することができる。

(6) 提案上限額

事業費 697,280,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※ プロポーザルの実施に当たり、本事業の規模を示すためのものであり、契約時の予定価格を示すものではない。

(7) 市から貸与できる参考資料

本事業を進めるにあたり、貸与できる参考資料は次のとおりとする。なお、資料貸与（データ含む）は参加表明書を提出した事業者にのみ提供し、本事業の検討のみに使用するものとする。貸与資料の取扱は協力者以外への配布を禁止とし、取り扱いには十分注意すること。また、使用目的を終えた後には、データの消去を行うこと。

①「御所市立小・中学校屋内運動場竣工図面」（以下「竣工図面」という。）

②その他、市が必要と認める書類

(8) 現地確認の開催

参加を希望する事業者で、現地確認を希望する事業者には、協議を経て可とする。

①実施期間

令和8年8月3日（月）から令和8年8月7日（金）までの間で、市が指定する日時。

②申込方法

「現地確認申請書」（様式1-1）を記入の上、令和8年7月30日（木）午後5時00分までに、教育委員会教育総務課へ提出（電子メールによる。なお、電話での送付連絡を要する。）すること。各事業者の申請内容を調整のうえ、市から現地確認日時を指定する。

4. 募集及び事業開始までのスケジュール

プロポーザルに係るスケジュールは、次のとおりとする。

項目	日程
プロポーザルの公告(ホームページ)	
i 参加表明に関する質問の受付開始	令和8年 7月 1日(水)
i 参加表明に関する質問の受付期限	令和8年 7月 8日(水)
i 参加表明に関する質問への回答(ホームページ)	令和8年 7月10日(金)
参加表明書の提出期限	令和8年 7月16日(木)
参加表明資格審査結果通知	
ii 募集要項等に関する質問の受付開始	令和8年 7月21日(火)
現地確認申請書の提出期限	令和8年 7月30日(木)
現地確認期間(申請書をもとに市が設定)	令和8年 8月 3日(月)～ 令和8年 8月 7日(金)
ii 募集要項等に関する質問の受付期限	令和8年 8月12日(水)
ii 募集要項等に関する質問への回答(ホームページ)	令和8年 8月14日(金)
提案書提出期限	令和8年 9月24日(木)
プレゼンテーション及びヒアリングの実施 (期間内で市より指定)	令和8年10月 5日(月)～ 令和8年10月 9日(金)
優先交渉権者の選定・通知	令和8年10月13日(火)
仮契約締結(予定)	令和8年10月20日(火)
本契約締結(予定)	令和8年12月下旬

5. 空調設備等整備の基本方針

(1) 空調設備等整備方針

空調設備等の整備について、以下の整備方針に沿って整備するものとする。

① 避難所機能の強化

地域住民の避難所として耐災害性を向上させ、「災害時要配慮者」が安心して避難できる環境を実現する。

② 安全・安心で快適な教育環境の実現

児童・生徒が安全・安心で快適に学び、活動できる環境を提供する。

③経済的でかつ良好な維持管理ができる設備導入

空調設備の長寿命化やメンテナンスの省力化に配慮した設備を導入する。また、空調設備等整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも同様の配慮を行う。

④環境への配慮

エネルギー効率の高い機器を選定するとともに、室外機の効率的な配置により、機器の能力低減を抑える計画とする。また、空調設備整備により必要となる、設置・改良する附帯設備（受電設備等）にも、エネルギー効率の高い機器の選定を行う。さらに、空調設備の設置にあたり、イニシャルコストとランニングコストを考慮した経済的な機器の選定を行う。

(2) 空調設備等整備の基本条件

①基本事項

【別表1】に掲げる8施設の屋内運動場に空調設備等を導入する。

②詳細事項

各学校の詳細は、【別表1】対象一覧による。なお、最低でも一時避難所である小学校6校（葛小中学校を含む）については非常用発電機を設置するとともに、空調設備及び一部の照明機器等を外部供給なしで72時間運転できるようにする。

(3) 要求性能水準

別紙「要求水準書」参照

6. 応募者要件等

(1) 共通事項

①用語の定義

本募集要項において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

項目	定義
応募者	本業務の受託を目的として応募する個人、法人、団体及びこれらの共同体
共同体	複数の個人、法人、団体から構成されるグループ

代表企業	共同体を代表し、市との連絡調整・応募手続き等を行う個人、法人、団体
構成企業	共同体を構成し、本業務を分担して実施する個人、法人、団体

② 応募者の形態

応募者は単独の個人、法人、団体、または複数の個人、法人、団体により構成される共同体とする。

応募者は、本業務の一部について第三者に再委託することができる。

共同体により応募する場合は、構成企業の中から代表企業を1者定める。

代表企業は、応募手続きから優先交渉権者及び契約後の受注者となる全ての契約等事務を含め、事業期間中の市との調整、協議等における窓口を担うほか、本事業にかかる共同体内の全ての調整等一切の責任を負うものとする。また、参加表明書提出後から本事業の完了までの間、代表企業を変更することは認めない。

応募書類等の受付後は、原則として構成員の変更及び追加は認めないものとするが、市がやむを得ないと認める場合（代表企業を除く。）は、この限りでない。

同一の個人、法人、団体が複数の応募者の代表企業または構成企業となることはできない。

③ 応募者の参加資格要件

応募者（代表企業）は、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。ただし、構成企業はウ～コを満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に定める要件に該当する者でないこと。

イ 令和8年7月1日時点で令和8年度有効な、御所市入札参加資格者名簿に「建築一式」又は「暖冷房衛生設備」、「電気設備」で登録されていること。ただし、「建築一式」及び「電気設備」の登録の場合は、構成企業のうち少なくとも1者は「暖冷房衛生設備」の登録があること。

ウ 参加表明書の提出の日から設計施工一括契約締結の日までの期間に、御所市建設工事等に係る入札参加資格停止措置要綱による入札参加資格停止措置を受けていないこと。

エ 奈良県暴力団排除条例第2条第1号から第3号、御所市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当する者でないこと。

オ 次のいずれかに該当する事由があると認められる者でないこと。

- (a) 役員等（法人にあっては役員（非常勤の者を含む。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいう。以下同じ。）の代表者を、個人にあってはその者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
- (b) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している。
- (c) 役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している。
- (d) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している。
- (e) (c)及び(d)に掲げる場合のほか、役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。

カ 破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条の規定による破産手続開始の申立て（同法附則第3条に規定する申立てを含む。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更正事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更正事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てをなされなかったものとみなす。

キ 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

- ク 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかったもの又は申立てがされなかったものとみなす。
- ケ 直近事業年度の法人税、法人住民税、法人事業税、消費税及び地方消費税並びに本市が課税する市税を滞納していない者であること。
- コ 建設業法の規定に基づき当該対象工事の監理技術者を現場において専任で配置できること。
- サ 直近3か年の経営状況が著しく悪化していないこと。
- シ 過去10年以内に完了した、国又は地方公共団体等が発注した業務で、教育施設とそれに類する施設における空調設備設置工事の実績が1件以上あること。
- ス 設計と工事監理については、業務を担当する構成企業もしくは再委託先が令和8年7月1日時点で令和8年度有効な、御所市入札参加資格者名簿に「建築設計業務」で登録されていること。

④その他

関係法令に基づく業務又は営業の停止等の処分を受けている者は、応募者となることはできない。応募者が、応募書類の受付日以降に資格要件を欠く事態が生じた場合は、原則として失格とする。

ただし、市がやむを得ないと認める場合に限り、代表企業を除く構成企業の変更又は追加を認めることがある。この場合において、変更後の応募者は、本要項に定める参加資格要件を満たしていなければならない。

(2) 応募に関する留意事項

①費用負担

本プロポーザルに関する一切の費用は、応募者の負担とする。また、プロポーザル参加にあたり、応募者に生じた損害等について、市は一切その責めを負わない。

②提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権は応募者に帰属するが、応募者が受注者となった場合、その著作権は市に帰属する。なお、市は提案募集以外での目的で応募書類を使用しない（御所市情報公開条例（平成13年3月22日条例第8号）に基づく公開の場合を除く。）。

全ての提案書等は返却しない。また、市は選定委員会の事務等に必要な範囲において、複製を作成し使用できるものとする。

③特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国及び日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、材料、維持管理方法などを使用した結果生じる責任は、応募者が負うものとする。

④市からの提示資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業への応募に係る目的以外で使用してはならない。また、応募者は提供された資料の他、応募にあたって知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

⑤提案数の制限

最善と思われる1つの提案を行うこと。

⑥提出書類の変更禁止

参加意思表明後の提出書類の変更は禁止とする。ただし、審査に影響があるような著しく不明瞭な表示や脱漏があり、市が再提出若しくは差替えが必要と判断した場合は、この限りではない。

⑦提出書類の虚偽

いずれの場合も、提出された書類の内容に虚偽があると選定委員会が判断した場合、失格とする。

⑧提出書類の受理等

提案書等が次のいずれかに該当するときは、受理しない。

ア 提出期日及び提出方法に合致しないもの

イ 本要項等の作成方法等に合致しないもの

ウ 記載すべき事項が記載されていないもの

7. 応募の手続き

(1) 本要項等の公表

①公表日：令和8年7月1日(水)

②公表方法:公募型プロポーザルによる調達公告を市ホームページ(以下「ホームページ」という。)で掲載する。なお、本要項、要求水準書、提出書類説明書等は、募集期間内において公表する。

(2) 参加表明に関する質問書の受付・回答

①提出期間 : 令和8年7月8日(水)午後5時00分まで

②提出方法 : 電子メールで提出すること。(送付後は電話により確認すること)

③提出書類・部数: 質問書(様式2-1) 1部

④提出先 : 御所市教育委員会教育総務課

電子メールアドレス:kyouiku@city.gose.nara.jp

⑤質問に対する回答: 令和8年7月10日(金)までにホームページで公表する。

(3) 参加表明書の提出

正本は押印のある原本(添付書類を含む。)とし、副本は正本の写しとする。

①提出期間 : 本調達公告の日から令和8年7月16日(木)午後5時00分まで
月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分まで(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「市の休日」という。)を除く。)とする。

②提出方法 : 持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。)

③提出書類・部数 : 「別表2 提出書類リスト」のとおりとする。

④提出先 : 〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

御所市教育委員会教育総務課 TEL 0745-62-3001

⑤審査結果: 参加資格の審査結果は、令和8年7月21日(火)に電子メールで通知する。なお、選定委員会(プレゼンテーション及びヒアリングの実施)については、令和8年10月5日(月)から令和8年10月9日(金)の間で予定している。開催時間、場所などの詳細については、別途通知する。

(4) 募集要項等に関する質問書の受付・回答

①提出期間 : 令和8年7月21日(火)~令和8年8月12日(水)午後5時00分まで

②提出方法 : 電子メールで提出すること。(送付後は電話により確認すること)

③提出書類・部数: 質問書(様式2-1) 1部

④提出先 : 御所市教育委員会教育総務課

電子メールアドレス:kyouiku@city.gose.nara.jp

⑤質問に対する回答: 令和8年8月14日(金)までにホームページで公表する。

(5) 提案書の提出

正本は押印のある原本(添付書類を含む。)とし、副本は正本の写しとする。

①提出期間：令和8年9月24日(木)午後5時00分まで

月曜日から金曜日までの午前9時00分から午後5時00分まで(市の休日を除く。)とする。

②提出方法：持参又は郵送(書留郵便に限る。提出期間内必着のこと。)

③提出書類・部数：提出書類説明書のとおり。

※1 市が定める部分を除き、全ての書類において応募者が特定されないよう配慮すること。

※2 提出サイズはA4サイズとし、A3用紙を添付の場合はZ折りとする。

※3 様式3-3号から様式3-12号の提出部数は、正本1部、副本10部、副本のデータ一式とする。1部ごとにA4縦長ファイルに綴じたうえで、表紙に「御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業事業者選定公募型プロポーザル(提案書)」と明示すること。なお、正本のみ、その下に応募者名を明示すること。

④提出先：〒639-2298 奈良県御所市1番地の3

御所市教育委員会教育総務課 TEL 0745-62-3001

⑤様式3-3から様式3-12は、AdobePDF形式による電子ファイルにおいても1部提出すること。提出はCD・DVD等のディスクを使用し、ウイルスチェックを実施した上で、盤面に事業者名(グループ名)を記載すること。

(6) 提案に当たっての留意事項

①本要項の承諾

応募者は、本要項の記載内容を承諾した上で応募すること。

②費用負担等

応募書類の作成、提出等の応募に関し、必要な費用は全て応募者の負担とする。

③公正な執行

応募者は、公正に手続を執行しなければならない。なお、この執行が困難と認められる場合又はその恐れがある場合には、当該応募者を参加させないことがある。

また、後日不正な行為が判明した場合には、契約等を解除することがある。

④公募の中止・延期

公募が公正に実施することができないと認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由がある場合には、公募の実施を延期し、若しくは取り止めることがある。

⑤ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。また、後日次のいずれかに該当すると判明した場合には、契約等を解除することがある。

ア 応募資格がない者による応募

イ 代表企業以外の者による応募

ウ 応募書類等に虚偽の記載をした者による応募

エ 誤字、脱字等により意思表示が不明確な応募

オ 応募者及びその代理人が行った2以上の応募

カ その他募集に関する条件に違反した応募

(7) 提出物の取扱い

① 提出された提案書については、返却しない。

② 応募者に無断で、提案書の内容を第三者へ公開しない。

③ 市は、本プロポーザル以外の用途に使用しない。

(8) その他

提案書の作成及び応募のため、市から提供のあった資料に関しては、提案書の作成及び応募の検討以外の目的で使用してはならない。また、知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。

8. 提案審査

応募者から提出された提案書について、下記のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別紙「御所市立小・中学校屋内運動場空調設備等整備事業事業者選定基準」の評価項目に基づき審査を行い、最も合計得点が高い者を最優秀提案者として選定する。併せて最優秀提案者に次いで合計得点の高い提案事業者を次点提案者として選定する。ただし、加点審査点 150 点のうち 90 点未満の者は失格とする。

なお、最も合計得点が高い提案事業者が2者以上あるときは、価格点の高い者を最優秀提案者とし、更に価格点が高同点の場合には、くじ引きにより最優秀提案者を選定する。

(1) 実施時間、会場は後日個別に通知する。応募者の都合による変更は出来ない。

(2) 出席者は4名までとする。

- (3) プレゼンテーションの発表者、質疑応答者に指定はない。
- (4) 応募者は、提案書に基づき、20分以内でプレゼンテーション形式等での説明を行う。質疑応答時間は15分以内とする。
- (5) パワーポイント等で説明を行う場合に必要なスクリーン(サイズ:約2.0m角)、プロジェクター、コンセント及び電源を会場に設置した状態とするので、その他に必要なパソコン等の備品は応募者で用意の上、開始時間までに設定すること。
- (6) 提案審査当日に連絡なく欠席又は開始時間を15分以上遅延した場合は辞退とみなす。ただし、公共交通機関の遅れが原因で、連絡が出来ない状況によりやむを得ず遅延となった場合で、その事実が確認された場合に限り、選定委員会の決定により再度日時を設定する。
- (7) 上記に該当しない事項については、すべて選定委員会の決定による。

9. 優先交渉権者の決定と契約

(1) 優先交渉権者の決定

① 評価体制

市は、中立かつ公正に事業者を選定することを目的として、選定委員会を設置し、別に定める事業者選定基準により、応募内容の評価を行う。

② 評価方法

ア 評価と事業者の選定

別紙「事業者選定基準」に基づき審査を行い、最優秀提案者及び次点提案者を選定する。市は、当該最優秀提案者を優先交渉権者として決定する。

イ 選定結果の公表

選定結果は、令和8年10月13日(火)に電子メールで連絡するとともに、書面にて通知する。なお、選定結果に対する質問及び異議については、一切受け付けない。

③ その他

ア 市は、応募者が故意に選定委員に接触する等、不正行為を行ったと認められる場合は、当該応募者を選定対象から除外する。

イ 市は、事業者の選定過程において、応募者がいない場合、又は、いずれの応募者も本要項で定める条件に満たない場合等、優先交渉権者の決定が困難である

と判断した場合は、当該事業者を決定しないこととする。また、決定しない場合は、その旨を速やかに公表する。

ウ 選定結果通知後の辞退は認めない。なお、辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。辞退等があった場合は、次点提案者を優先交渉権者として決定する。

(2) 失格事由

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ①期日までに必要書類が提出されない場合
- ②提案書等に故意による虚偽の記載があった場合
- ③審査の公平性を害する行為があった場合
- ④本要項の第6の(1)の③ 応募者の参加資格要件を満たさなくなった場合
- ⑤本審査に関し不誠実と選定委員会が認めた場合
- ⑥契約を履行することが困難と認められる状況に至った場合
- ⑦その他、応募者による法令違反の他、社会的失墜行為が確認され、選定委員会が不適切と認めた場合

(3) 契約に関する事項

①協議と契約の締結

ア 審査の結果を経て、優先交渉権者として決定した応募者と、提出された提案書及びプレゼンテーションの内容を基本として、契約内容及び契約金額について市と詳細協議を行う。

イ 前号の協議が整った場合は、仮契約を締結する。

ウ 前号の仮契約は、御所市議会の議決をもって本契約として成立するものとする。

エ 協議が整わない場合又は「(2) 失格事由」に該当すると判断された場合は、協議を中止し、次点提案者を次順位交渉権者として決定した上で、当該次順位交渉権者と協議を行う。

②契約条項等

本契約は、御所市契約規則(昭和39年10月20日規則第18号)その他関係法令等の定めるところによる。

③契約書の作成費用

契約内容の検討に係る事業者側の弁護士費用、印紙代等、作成に要する費用は受注者の負担とする。

④その他

市は、契約を変更する必要が生じた時は、受注者と変更契約を締結する。市は、空調設備等整備完了後、完了検査を行い、検査に合格すれば、当該空調設備等の引渡しを受ける。

10. 法令遵守

(1) プロポーザルの公正確保

- ① 応募者はプロポーザルの参加に際し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)に抵触する行為を行ってはならない。
- ② 応募者は、競争を制限する目的で他の応募者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、自らの意思による提案書等を作成、提出すること。
- ③ 応募者は、市の結果公表がされるまで他の応募者を詮索し、情報の開示を行ってはならない。
- ④ 応募者が単独、若しくは複数で意図的に不適切な行動、又は協議を行った場合、公正なプロポーザルの執行ができないと判断し、その行動等を行った応募者の参加を認めず、又はプロポーザルの延期、若しくはプロポーザルを中止とする。

(2) 関係法令の遵守

応募者は上記「(1)の①」のほか、各法令を遵守しプロポーザルに参加すること。

11. 情報公開及び提供

本事業に関する情報は、ホームページ等により適宜提供する。

採用された提案書は、御所市情報公開条例(平成13年3月22日条例第8号)に基づき、非公開情報(個人情報、法人の正当な利益を害する情報等)を除いて、情報公開の対象となる。

12. その他

(1) リスクに関する事項

① 基本的な考え方

本事業においては、市と優先交渉権者が様々なリスクを適正に分担し、空調設備等が短期間に一斉導入されることを優先するものとする。

②予想されるリスクと責任分担

一般的なリスクの内容並びに市及び優先交渉権者による分担の考え方は、
【別表3】予想されるリスクと責任分担表のとおりとする。

(2) その他必要な事項

- ①プロポーザルにおいて使用する言語は日本語、単位は計量法(昭和26年法律第207号)に定めるもの、通貨の単位は円、時刻は日本標準時とする。
- ②優先交渉権者に決定後、仮契約締結までの間に「第6の(1)の③応募者の参加資格要件」を満たさなくなった場合又は「第9の(2)失格事由」に該当することとなった場合は、その時点で協議を中止し、次順位交渉権者と協議を開始する。
- ③上記②が要因で必要となった費用の一切を、要因となった優先交渉権者が負担するものとする。
- ④公正なプロポーザルを確保できないと市が判断した場合は、本プロポーザルを中止することがある。
- ⑤業務遂行に当たって疑義が生じた場合には、市と優先交渉権者又は受注者の両方で誠意をもって協議することとする。
- ⑥工期の取扱い
本事業に必要な機器(受変電設備・変圧器等)について、市場の供給状況により調達に遅延が生じ、機器の納入遅延が優先交渉権者又は受注者の責めに帰することができない事由の発生、かつ工期への影響が避けられないと認められる場合には、市と優先交渉権者又は受注者で協議のうえ、必要な範囲で工期を調整することがある。また、協議を行う場合には、優先交渉権者又は受注者は納期遅延の状況を示す資料(メーカー提示資料等)を提出し、市の求めに応じ必要な説明を行わなければならない。その場合について、原則工期延長による契約金額の変更は行わない。

【別表1】

No	学校名	所在地	構造	設置個所	対象面積 (㎡)
1	掖上小学校	御所市東寺田 55	RC	アリーナ	549.0
2	秋津小学校	御所市池之内 459-3	RC	アリーナ	549.0
3	葛小中学校	御所市樋野 270	RC	アリーナ	788.1
4	葛城小学校	御所市林 329	RC	アリーナ	472.5
5	名柄小学校	御所市名柄 185	RC	アリーナ	498.6
6	大正小学校	御所市櫛羅 2198-1	RC	アリーナ	635.0
				武道場	108.0
7	葛上中学校	御所市佐田 1-1	RC	アリーナ	653.0
				武道場	146.2
8	大正中学校	御所市三室 206-1	RC	アリーナ	704.0
				武道場	160.0

【別表2】提出書類リスト

様式番号	書類名	部数
様式第1-1号	現地確認申請書	正1部
様式第2-1号	参加表明に関する質問書	正1部
様式第2-2号	本要項等に関する質問書	正1部
参加表明		
様式第2-3号	参加表明書	正1部、副1部
様式第2-4号	委任状	正1部、副1部
様式第2-5号	参加資格確認申請書兼誓約書	正1部、副1部
様式第2-6号	応募者構成表	正1部、副1部
様式第2-7号	構成員の変更申請書兼誓約書	正1部、副1部
様式第2-8号	誓約書	正1部、副1部
様式第2-9号	参加辞退書	正1部、副1部
提案書		
様式第3-1号	事業提案書類提出届兼誓約書	正1部、副1部
様式第3-2号	提案価格書	正1部
様式第3-3号	事業実施提案書1 「事業実施基本方針、事業実施体制」	正1部、副10部
様式第3-4号	事業実施提案書2	正1部、副10部

	「災害時の避難所としての特徴」	
様式第3-5号	事業実施提案書3 「設計及び施工のスケジュール等の 実施可能性」	正1部、副10部
様式第3-6号	事業実施提案書4 「地域経済への貢献」	正1部、副10部
様式第3-7号	事業実施提案書5 「空調設備等の性能、機能」	正1部、副10部
様式第3-8号	事業実施提案書6 「学校現場の特性に配慮した整備計画」	正1部、副10部
様式第3-9号	事業実施提案書7 「維持管理に関する配慮」	正1部、副10部
様式第3-10号	事業実施提案書8 「環境負荷軽減への配慮」	正1部、副10部
様式第3-11号	事業実施提案書9 「学校現場の特性を踏まえた施工時の安全 対策と学校運営への配慮」	正1部、副10部
様式第3-12号	事業実施提案書10 「その他の提案」	正1部、副10部

【別表3】予想されるリスクと責任分担表

○:主たるリスク負担者 △:従たるリスク負担者

リスクの種類		No	内容	負担者	
				市	事業者
本要項等		1	本要項等の各種公表文書の誤りや市の理由による変更に関するもの	○	
制度 関連	法令変更	2	本事業に係る根拠法令の変更、新たな規制立法の成立など	○ ※2	
		3	本事業のみならず、広く一般的に適用される法令の変更や新規立法		○
	税制変更	4	消費税及び地方消費税に関する変更	○	
		5	事業者の利益に課されるものの新設・変更		○
		6	上記4、5以外で、本事業に係る新税の成立や税率の変更	○	
	許認可等	7	事業管理者として市が取得すべき許認可の遅延	○	
		8	業務の実施に関して事業者が取得すべき許認可の遅延		○
	政策変更	9	政策変更(事業の取りやめ、学校統廃合、その他)等による事業への影響	○ ※3	
	社会	住民対応	10	空調設備等の設置及び事業方針に関する住民反対運動、訴訟、要望などへの対応	○
11			事業者が行う調査、建設に関する近隣住民の訴訟、苦情、要望などへの対応		○
環境		12	事業者が行う業務に起因する環境問題(騒音、振動、臭気、有害物質の排出など)に関する対応		○
第三者賠償		13	事業者の行う業務に起因する事故などにより第三者に損害を与えた場合		○
	14	市の責任により生じた事故で第三者に与えた損害の賠償	○		
不可抗力		15	計画段階で想定していない(想定以上の)暴風、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、落雷など	○	△

			自然災害及び戦争、暴動その他の人為的な事象による空調設備等の損害によるもの	※4	※4
経 済	資金調達	16	事業に必要な資金の確保		○
	物価変動	17	設計・設置段階の物価変更(空調設備等の整備費に関するもの)		○
測量・調査		18	市が提供した資料に重大な誤りがあった場合	○	
		19	事業者が実施した測量、調査等に不備があった場合		○
		20	事業者が実施した測量、調査の結果、既存校舎の構造等に当初想定できなかった重大な欠陥が発見された場合	○	
計 画	設計	21	事業者が実施した設計に不備があった場合		○
	計画変更	22	市の要望による設計条件の変更等を行う場合	○	
工 事	工事費増加	23	事業者の責めに帰すべき事由による工事費の増加		○
		24	市の責めに帰すべき事由による工事費の増加	○	
	工事遅延	25	事業者の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合		○
		26	市の責めに帰すべき事由により、契約期日までに施設整備が完了しない場合	○	
工事監理		27	工事監理の不備により、工事内容、工期等に不具合が発生した場合		○
要求性能		28	工事完了後、市が実施する完成確認で要求性能に不適合の部分、施工不良の部分が発見された場合		○
技術進捗		29	計画・設置段階における技術進捗に伴い、空調設備の内容に変更が必要となる場合		○

【注釈】

- ※1 市と受注者の責任分担は、原則として上記別表3「予想されるリスクと責任分担表」によることとし、受注者は負担すべきリスクを想定したうえで提案を行うものとする。なお、分担表に該当しない事項が発生した場合には、別途協議のうえ対応するものとする。
- ※2 環境関連の基準変更によって導入設備への要求仕様が変更となった場合などについては、基本的に市が負担するが、事業者においても、変更後の要求仕様に適合させるための一定の努力を義務付ける。

※3 政策変更（事業の取りやめ、学校統廃合、その他）等による事業への影響により、事業者に追加費用が発生した場合、その費用は市が負担する。

※4 不可抗力事由により、市に追加費用その他損害が発生した場合、市は事業者に損害賠償を行わない。事業者に追加費用その他損害が発生した場合あるいは第三者に損害が発生し、市又は事業者において当該第三者に対して責任を負うべき場合は、一定の金額までを事業者の負担、それを超えるものについては市の負担とする。